



台湾 BSMI 認証における RoHS 追加要求への支援サービスのご案内

台湾 BSMI 認証は、台湾の商品検査法に基づき、適合性が検証された製品にのみ表示が許可される、安全・EMC の認証制度で、2003 年から施行されています。(一部、自己宣言品目もあります。)

しかし、BSMI は 2017 年 7 月 1 日より、自動データ処理器・プリンタ・コピー機・TV・ディスプレイ・PC モニタの 7 品目に対して RoHS 要求を追加すると発表しています。(詳細はこちら→ http://japan.ul.com/wp-content/uploads/sites/27/2016/09/14_201609-4.pdf)
同じく、BSMI は 2017 年 7 月 1 日より、無線ネットワークメディアプレーヤ及び外部投影型プロジェクタの 2 品目を強制品目に追加し、同時に台湾版 RoHS も要求すると発表しています。(http://japan.ul.com/wp-content/uploads/sites/27/2016/09/14_201609-5.pdf)
さらに、BSMI は 2018 年以降、RoHS 追加要求を行う品目を、DoC 品目を含む 92 品目に拡大すると発表しています。

BSMI 認証における RoHS 追加要求の概要

RoHS 追加要求品目については、以下の追加対応を行った上で、規制施行日までに BSMI の認証取得が必要になります。

①使用制限物質の含有状況の宣言書

以下リンク先の指定フォームに必要事項を記入します。

<http://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1459145991298.odt>

②使用制限物質の含有状況の表示要求(表示場所:製品本体・包装・ラベル・取扱説明書のいずれか)

「CNS 15663 第 5 節「含有表示」の規定により、使用制限物質の含有状況を、製品本体・包装・ラベル・説明書のいずれかに表示すること」とされています。ただし、「インターネット上で当該情報を公開する場合は、URL を本体、包装、ラベル若しくは説明書に明記すること。その表示位置は、CNS 15663 第 5.3 節の規定を適用しない。」とされています。

③本体の認証マーク表示への文字追加要求

従来の BSMI マーク+申請者 ID に加え、「RoHS」または「RoHS(xx, xx)」の表示が必要です。

上記①②③の記入・表示例は、BSMI の WEB サイトで公開されています。(中国語のみ)

<http://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1478746695795.pdf>

UL Japan では、これまで安全・EMC 要求に基づく BSMI 認証取得サービスとして、申請から認証取得まで一貫サービスを行ってまいりましたが、このたび、RoHS 追加要求についても、UL 環境部門による支援サービスを開始しました。

UL Japan の BSMI 認証の RoHS 追加要求支援サービス

台湾版 RoHS の規制要求の解説、および資料作成のサポートと確認を行います。規制物質の含有状況資料を事前にレビューしたうえで、BSMI 申請時に必要な書類を正しく準備することで、BSMI 申請後の是正コメントを回避し、スムーズな認証取得をサポートします。(ただし、弊社の経験に基づくサービスであり、BSMI 認証取得を保証するものではありません。)

【サービス内容】

- 要求事項の解説 : 台湾版 RoHS の要求事項の詳細解説。表やマークなど表示要求(上記③)の説明。
- 資料作成サポート: 申請を考慮した記載方法のアドバイスと、記載内容が要求を満たしているかの確認。(上記①②)

※本サービスは有料です。BSMI 認証取得サービスとは別の業務となります。

※ご要望により、BSMI 認証取得サービスと同時に依頼頂くことも可能です。その場合は、セット値引き価格を適用します。

※上記とは別に、規制物質の分析試験サービスも可能ですので、ご希望の場合は別途詳細をご案内差し上げます。

問い合わせ先:

株式会社 UL Japan 東京本社 環境部門/担当 牧田

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 6F

Mika.Makita@ul.com